

## 狛江のまち一魅力百選

狛江の“チョットいいこと・いいところ” ⑫

### Nさんの竹林

狛江通りの小田急バス営業所付近から、西和泉グラウンド方面へ向って中和泉五丁目の住宅地を歩いていくと、青々とした竹林が現れます。

こちらでは、所有者の好意により、春になると近隣の皆さんが、たけのこ掘りを楽しめるよう開放されています。

敷地内にはかまどが作られており、掘りたてのたけのこをゆでられるようになっています。

推薦者のコメントは次のとおりです。

「中和泉の住宅地の奥に



Nさんの竹林

畑と竹林が残っています。奥様の話によると、もう30年近く、たけのこ掘りを楽しめる市民との交流が続いているそうです。手前の鉄製の鍋は、掘ったたけのこをすぐゆでることができるよう用意しているとのこと。

狛江の「朝どりたけのこ」は江戸時代から有名な環境が維持保全されているだけでなく、近隣住民の交流の場となっているという面でも、まちづくりに多大な貢献がなされているとして、魅力百選に選定されました。

今年もここでたけのこ掘りを楽しむことのできる春がやってくるのを心待ちにしている方が、大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。

【問い合わせ】都市整備課 企画計画係

## 消費生活相談コーナーから 27

### ◆原野商法の二次被害◆

Q 30年前に「将来、必ず値上がりする」と言われて買った別荘地を所有しています。先日、聞いたことがない業者から電話があり、「500万円で購入した土地を売りたい」という人がいる。土地を売るには測量が必要で、費用は30万円だが、土地が売れば損はない」という説明を受けたが、信用できそうでしょうか？

A 原野商法とは、「将来確実に地価が上昇する」、「近くに道路が通る予定がある」などと虚偽の説明によりほとんど価値のない山林や原野を時価の何倍もの価格で売りつける商法のことで、この原野商

法の被害者に対して、

「土地の測量をしないと売却できない」、「高額で売却するために広告を出す必要がある」などと言って契約させ、高額な測量代や広告費、手数料などを請求する二次被害が多々見受けられるようになりました。

業者の訪問や電話勧誘で測量や造成、草刈りを契約した場合は、特定商取引法の対象になります。契約書面を受け取って8日以内ならクーリング・オフ（一定の期間なら消費者から一方的に解除できる制度）ができます。ただし、名目が土地を売るための広告代の場合は、対象にならない

ので注意が必要です。

こうした二次被害が増している背景には、以前、利殖目的で土地を購入した際の顧客リストが業者間で出回り、ターゲットを絞った訪問販売や電話勧誘販売が行われているからと考えられます。

業者が必要という測量や広告等には、セールストークをうのみにせず、「なぜ測量が必要なのか」、「造成工事とはどのような工事なのか」、「広告とはどのような内容なのか」などを確認し、二次被害に遭わないようにしましょう。

心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへ。

【問い合わせ】地域活性化課 域振興係

## エコルマホール主催公演

好評発売中

■ショパンの再来か！とも言われる、05年ショパンコンクール優勝者がやってきます  
ラファウ・ブレハッチ ピアノ・リサイタル  
〔日時〕 2月12日(木)午後7時開演  
〔チケット〕 全席指定 4,500円  
※未就学児不可  
〔曲目〕 ショパン:英雄ポロネーズ、4つのマズルカ/ほか



■フレッシュ名曲コンサート ドラマティック・チャイコフスキー 飯守泰次郎指揮 東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団  
〔日時〕 3月14日(土)午後5時開演  
〔チケット〕 全席指定 4,000円※未就学児不可

〔曲目〕 チャイコフスキー: 「白鳥の湖」から抜粋、ほか  
共催: (財)東京都歴史文化財団 東京文化会館  
▽子供たちに心うるおう音楽を！ Vol.10 公開リハーサル  
〔日時〕 公演当日午後1時～3時  
〔対象〕 小学校3～6年生および中学・高校生  
〔定員〕 定員200人予定 (小学生は保護者付き添い可)  
〔申し込み〕 3月4日(木) (消印有効) までに、住所・氏名・学校名・学年を往復はがきに明記の上、〒201-0013元和泉1-2-1 狛江市文化振興事業団 3/14公開リハーサル係へ。



エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前9時から午後5時まで(電話予約でも取り扱っています)。チケットぴあ、小田急OX狛江店宝くじ売り場でもチケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

「財政のあらまし(平成19年度決算)」を発行しました

市民の皆さんに、市の財政の状況を分かりやすく紹介するため、「財政のあらまし(平成19年度決算)」を発行しました。

財政課で1部70円で頒布しています。

また、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ】財政課

狛江市文化振興事業団 ☎ (3430) 4106

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
法律相談	毎週月・木曜日 午前9時～正午	弁護士	事前予約制。相談日の1週間前から政策室広報広聴担当で受け付け
カウンセリング・心の相談	4日(木)・18日(木) 午前9時～正午	カウンセラー	
住宅相談	今月はお休みです。	建築士	
相続相談	3日(火)・17日(火) 午後1時～4時 夜間相談 10日(火) 午後6時～8時	行政書士会 調布支部	
女性悩みごと相談	25日(水) 午前9時～正午	カウンセラー	
交通事故相談	17日(火) 午後1時～4時	弁護士	事前予約制。2日から政策室広報広聴担当で受け付け
不動産取引相談	5日(木) 午後1時～4時	宅地建物取引業協会	(夜間相談は相談当日の午後4時まで受け付け)
登記相談	9日(月) 午後1時～4時 夜間相談 23日(月) 午後6時～8時	司法書士会 調布支部	
人権身の上相談	19日(木) 午後1時～4時	人権擁護委員	
行政相談	20日(金) 午後1時～4時	行政相談委員	
土地家屋調査測量表示登記相談	26日(木) 午後1時～4時	土地家屋調査士会	
ライフプラン総合相談	2日(月) 午後1時～4時	元金融・生命保険実務経験者	



## 2月の市民相談

相談名	開催日と時間	相談員	申し込み等
税務相談	12日(木) 午後1時～4時 毎週木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	東京税理士会 武蔵府中支部	事前予約制。2日から政策室広報広聴担当で受け付け 会場は同支部 ☎042(488)5550
消費生活相談	月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活相談員	地域活性化課へ(午後3時まで受け付け)
更生保護相談	25日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時	保護司	2階第1市民相談室へ
難病者相談	2日(月) 午前9時～正午	難病者相談員	福祉サービス支援室で受け付け
聴覚障がい者相談	今月はお休みです。	手話通訳士	福祉総合相談窓口
介護保険相談	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時	介護保険相談員	
こころの健康相談室	26日(木) 午後2時～5時	精神科医師	事前予約制。福祉サービス支援室で受け付け
母子・女性相談	月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時	母子自立支援員	子育て支援課へ
教育相談	月～金曜日 午前9時30分～4時	教育相談員	狛江市教育研究所 ☎(3430)6655へ
年金相談	毎週月・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	社会保険労務士	健康支援課へ(午後3時30分まで受け付け)
高齢者就業説明相談	毎月第3月曜日 午後1時30分～4時	狛江市シルバー人材センター	☎(3488)6735※電話予約制
市税納税相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	納税課 (市役所 2階8番窓口)	